

平成20年度第4回人事制度研究会  
労働者派遣法見直しの動向と、改正労働基準法（労働時間法制）  
改正障害者雇用促進法について ~ 神奈川労働局より解説 ~

労働者派遣法の見直しの動向について

職業安定部需給調整事業課需給調整指導官 前田真貴子 氏

改正政府案が国会に出されているが、現段階（3/13時点）では審議はまだこれから。施行はH21年10月（事業規制の強化に係わるものはH22年4月）を目指している。以下は政府案のポイント。

1. 事業規制強化 日雇派遣（日々or30日以内雇用）原則禁止、グループ企業内派遣の8割規制
2. 派遣労働者の常用化や待遇の改善 登録型派遣労働者の常用化を努力義務化、派遣先のいわゆるマージン等情報公開義務化
3. 違法派遣に対し労働契約申込勧告制度創設ほか

改正労働基準法（労働時間法制）の概要について

労働基準部監督課監察官 古屋 強 氏

ポイントは以下のとおり。H22年4月1日施行。

1. 月60時間超時間外労働は、現行法定率25%から50%以上に義務化（中小企業は当分猶予）、

労使協定締結の上、月60時間超の時間外労働は、今回の引上げ分（25%分）の割増賃金の支払いに代えて有給休暇を付与できる

2. 月45時間超時間外労働は、割増賃金率を25%以上に努力義務化
3. 労使協定締結の上、年次有給休暇の年5日分を時間単位取得可

改正障害者雇用促進法の概要について

職業安定部職業対策課地方障害者雇用担当官 山川理子 氏

1. 障害者雇用納付金制度の適用対象範囲を、101人以上の中小企業に拡大（H27年4/1施行）。一定期間は201人以上まで（H22年7/1施行）、ほか
2. 障害者雇用義務の基礎対象に短時間労働者（週20h以上30h未満）を追加（H22年7/1施行）
3. 特例子会社がない場合でも、企業グループ全体で雇用率を算定するグループ適用制度の創設（H21年4/1施行）（文責事務局）